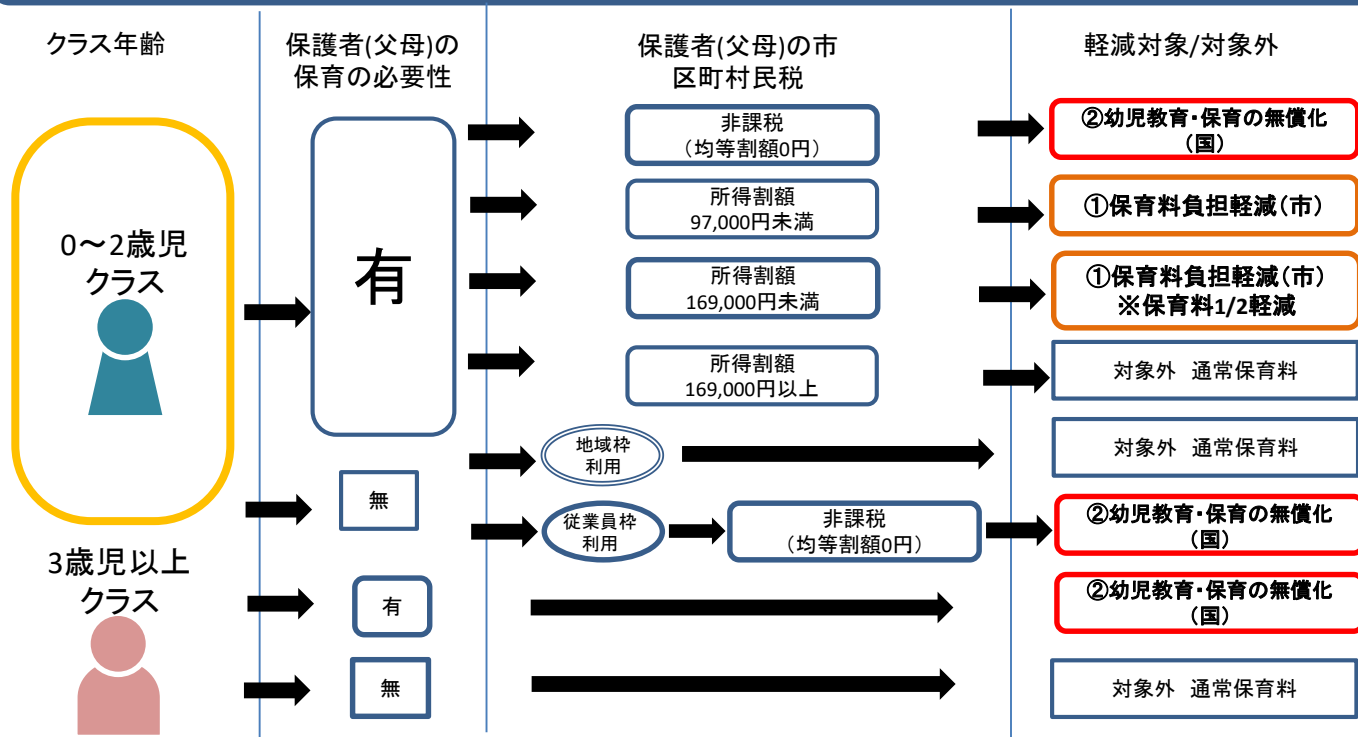


企業主導型保育事業の保育料軽減について

令和3年9月より、0～2歳児クラスのご家庭が保育の必要性があり、市区町村民税所得割額が16万9千円未満の場合、保育料が軽減されます。※非課税世帯や3歳児以上クラスの場合は、②幼児教育・保育の無償化（国）に該当し、手続きが異なります。施設等利用給付認定申請をご参照ください。



●市区町村民税の確認について

令和7年4月～8月は令和6年度の市区町村民税、9月からは令和7年度の市区町村民税で、軽減対象を判断します。

右図は例年6月に市より送付される市民税等に関する通知になります（※1月1日に鶴岡市以外にお住まいの場合は、住所があった自治体から送付）。

通知の市民税「所得割額⑥」の父母の合計額で確認します。課税証明書等でも確認できます。ただし、「税額控除額⑤」が加算される場合があります。下記注意を参照ください。

The image shows a sample of a municipal tax notification form. A large circle highlights the '市民税' (Municipal Tax) section, specifically the '所得割額⑥' (Income tax amount ⑥) and '均等割額⑦' (Equalized amount ⑦) fields. To the right, there is a table for '税額控除額⑤' (Tax credit amount ⑤) with columns for various types of credits and their amounts.

※注意 年少扶養控除や特定扶養控除の上乗せ分、住宅借入金当特別税額控除、寄附金税額控除、配当控除、電子申請控除等の税額控除などは条件対象外となりますので、控除前の税額で判定します。所得割額⑥はこれらの控除後の額となるため、ご注意ください。

●保育の必要性について ※保育の必要性の確認資料などの詳細は、各認定申請書をご覧ください。

保護者（父母）それぞれ「就労」「就学」「求職」「疾病・障害」「出産」「介護」のいずれかの事由に該当する場合、保育の必要性があると認定されます。

保護者の状況に応じて認定の有効期間が定められており、有効期限がきれてしまうと、軽減の対象外となりますので、更新を希望する場合は、必ず期限内に手続きが必要です。

また、有効期限内で、保護者の状況等に変更があった場合（離職、離婚等）、手続きが必要となります。変更があった場合は速やかに、「認定変更申請書」に該当する資料を添付して、利用施設に提出します。なお、保護者の状況が変更となると、認定の有効期限も変更となる場合があります。

軽減事業の手続きや国の幼児教育・保育の無償化との違いなど、詳しくは、裏面をご覧ください。

【お問合せ】 鶴岡市健康福祉部子育て推進課 8:30～17:15 ※月～金曜日（祝日除く）

☎（直通）0235-35-1291

①届出保育施設等利用認定による保育料軽減（鶴岡市事業）

- 「届出保育施設等利用認定」の申請を行い、認定を受けると、保育料は月額0歳児クラスは37,100円を上限、1・2歳児クラスは37,000円を上限に軽減となります。

※市区町村民税所得割額が97,000円以上、169,000円未満の場合は保育料の1/2軽減

「届出保育施設等利用認定」の申請について

申請書を利用施設経由で、市子育て推進課へ提出します。

提出（申請）物

1 届出保育施設等利用認定申請書

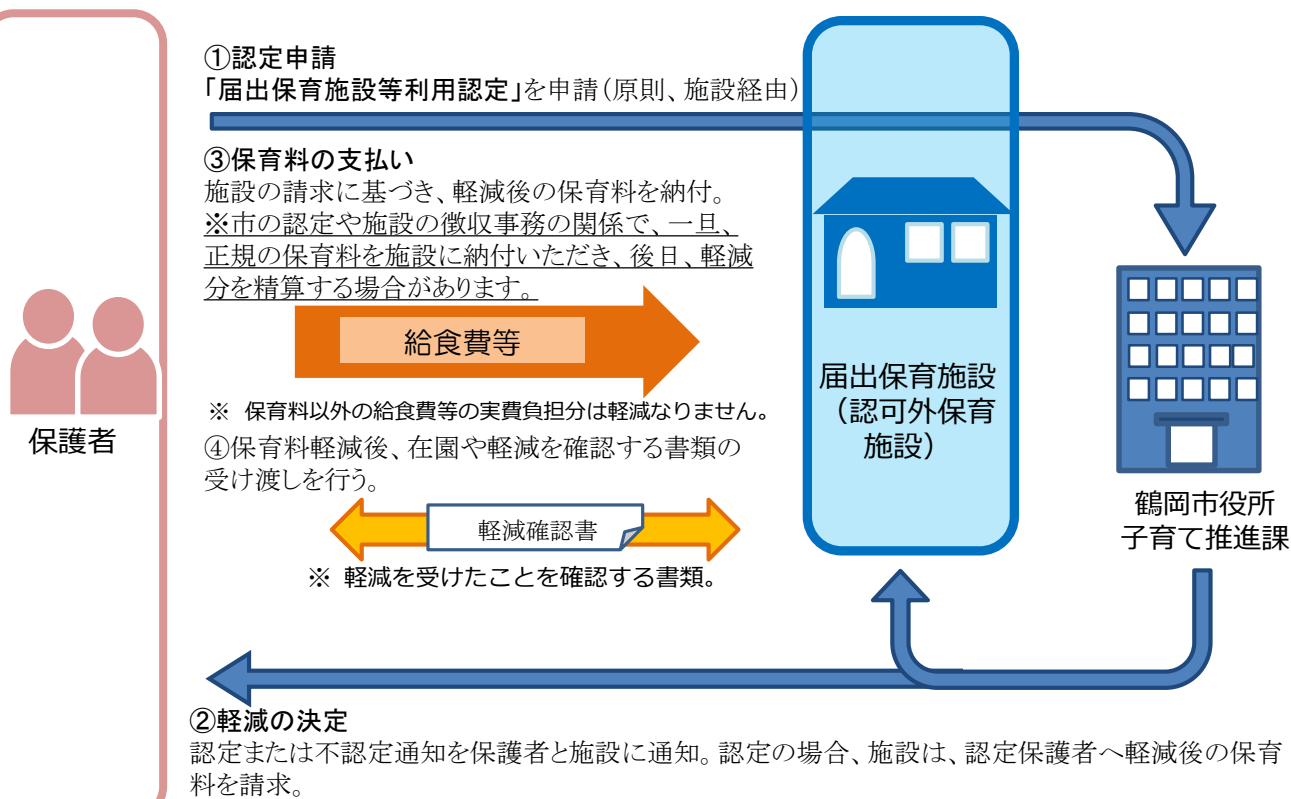
※保護者が令和6年1月1日に鶴岡市以外に住所があった場合は、課税証明書(写)を添付

2 保育の必要性を確認するための添付書類（届出保育施設等利用認定申請書参照）

①従業員枠で施設利用をしている場合は、保育の必要性を確認する資料は添付不要。

※認定申請書に「従業員枠」を記載する箇所があります。申請の記載例を確認ください。

②地域枠で施設利用をしている場合は、保育の必要性を確認する資料の添付が必要。ただし、市による教育・保育給付認定（2号・3号）を受けているが、無償化利用していない場合は、有効期間内の認定証の写を添付（又は認定番号を申請書に記入）し、保育の必要性を確認する資料は添付不要。



②幼児教育・保育の無償化（国事業）

- 従業員枠 市への認定申請手続きは不要です。
- 地域枠 市に「教育・保育給付認定」を申請いただき、認定を受けると保育料が軽減されます。申請書は利用施設経由で、市子育て推進課へ提出します。

提出（申請）物

①子どものための教育・保育給付認定申請書

※保護者が令和6年1月1日に鶴岡市以外に住所があった場合は、課税証明書(写)を添付

②保育の必要性を確認するための添付書類

※詳細は、利用施設にお問い合わせください。